

第65号議案

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年12月5日提出

芦屋市長 山中 健

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を拡大するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者，子，父母，孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは，その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し，又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して，災害弔慰金を支給するものとする。

第4条第3項中「第1項」を「第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条の規定は，平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

参 照

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い，災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を拡大するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に，死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し，又は生計を同じくしていた者に限る。)を加える。ただし，死亡した者の死亡当時における配偶者，子，父母，孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。(第4条関係)

3 施行期日等

公布の日から施行し，改正後の規定は，平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。